

別表第3（第12条関係）

種別	単位			金額
1 荷役機械使用料	基本料金	水平引込式起重機（軌道走行式能力1時間当たり600トン）1基1時間につき		38,340円
		多目的起重機（軌道走行式能力コンテナ貨物1回当たり44トン、その他貨物1時間当たり700トン）	コンテナ貨物荷役30分につき	56,930円
			その他貨物荷役1時間につき	36,760円
		その他の荷役機械1時間につき		13,200円の範囲内で知事が定める額
2 上屋使用料	普通使用	鉄筋コンクリート造及び鉄骨コンクリート造	伏木富山 使用日数10日まで1平方メートルにつき1日ごとに	13円32銭
			港富山地 使用日数11日以上20日まで1平方メートルにつき1日ごとに	22円64銭
			区1号上 使用日数21日以上1平方メートルにつき1日ごとに	30円61銭
			屋 使用日数10日まで1平方メートルにつき1日ごとに	15円47銭
		伏木富山 港伏木地区左岸5号上屋	使用日数11日以上20日まで1平方メートルにつき1日ごとに	26円30銭
			使用日数21日以上1平方メートルにつき1日ごとに	35円59銭
			使用日数10日まで1平方メートルにつき	5円50銭
			その他の上屋	使用日数10日まで1平方メートルにつき

				1日ごとに	
				使用日数11日以上20日まで1平方メートルにつき1日ごとに	8円80銭
				使用日数21日以上1平方メートルにつき1日ごとに	12円10銭
		鉄骨造		使用日数10日まで1平方メートルにつき1日ごとに	2円20銭
				使用日数11日以上20日まで1平方メートルにつき1日ごとに	4円40銭
				使用日数21日以上1平方メートルにつき1日ごとに	8円80銭
	専用使用	鉄筋コンクリート造及び鉄骨コンクリート造	伏木富山港富山地 区1号上 屋	1平方メートルにつき1月ごとに	534円
			伏木富山港伏木地 区左岸5 号上屋	1平方メートルにつき1月ごとに	779円
			その他の 上屋	1平方メートルにつき1月ごとに	264円
		鉄骨造		1平方メートルにつき1月ごとに	154円
3	荷さばき地使用料	使用日数3日まで			無料
		使用日数4日から10日まで1平方メートルにつき1日ごとに			13円90銭
4	野積場使用料	舗装	使用期間1月まで10平方メートルにつき		25円3銭

			1日ごとに				
			使用期間1月を超える場合その超える期間10平方メートルにつき1日ごとに			50円3銭	
	未舗装		使用期間1月まで10平方メートルにつき1日ごとに			8円36銭	
			使用期間1月を超える場合その超える期間10平方メートルにつき1日ごとに			16円69銭	
5 整理場及び貯木場使用料	伏木 富山地区 港	米田	水面貯木場	年額	1平方メートルにつき	155円	
			整理場	年額	1平方メートルにつき	62円13銭	
		新米田	陸上貯木場	年額	1平方メートルにつき	1,001円	
			上野新	整理場	年額	1平方メートルにつき	1,139円
	新湊地区	中野	整理場	年額	1平方メートルにつき	62円13銭	
			石丸	整理場	年額	1平方メートルにつき	87円22銭
		内川	整理場	年額	1平方メートルにつき	62円13銭	
		第一	水面貯木場	年額	1平方メートルにつき	178円	
		新堀	陸上貯木場	年額	1平方メートルにつき	1,152円	
	整理場		年額	1平方メートルにつき	1,152円		
	伏木地区	吉久	整理場	年額	1平方メートルにつき	62円13銭	
	6 上屋上部占用料	年額				1平方メートルにつき	770円
	7 くん蒸上屋使用	くん蒸処理1回につき					30,900円

料	その他の使用 1 日につき	11,840円
---	---------------	---------

備考

- 1 魚津港に係る使用料等については、この表によつて算出して得た額の半額とする。
- 2 この表に定めのないもの又はこの表の定めによることが著しく不相当と認めるものについては、類似の区分又は種類により、その都度知事が定めるものとする。
- 3 使用料等の算出に当たつては、次の各号に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 算出の基礎となる期間については、会計年度ごとに区分し、使用料等の額が年額で定められている港湾施設に係る占有若しくは使用の期間が1年未満であるとき、又はその期間に1年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、1月未満の端数があるときは1月として計算するものとする。
 - (2) 算出の基礎とするこの表に掲げる単位について、単位未満の端数があるとき、又は単位に満たないときは、当該単位まで切り上げる。
 - (3) 1件の使用料等の金額に10円未満の端数があるとき、又はその金額が10円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。